

平成27年度第1回 岡山県在宅医療推進協議会

日 時：平成27年8月7日（金）
18：00～20：00

場 所：ピュアリティまきび

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 岡山県及び各団体の在宅医療・介護に関する要望と取組について

(2) 意見交換

(3) その他

4 閉 会

平成27年度岡山県在宅医療推進協議会出席者名簿

委員名	所属	役職
石橋 京子	岡山県医療ソーシャルワーカー協会	会長
井上 純子	(公社)岡山県看護協会	専務理事
江澤 和彦	(公社)岡山県医師会	理事
河原 和枝	(公社)岡山県栄養士会	副会長
小泉 立志	岡山県老人福祉施設協議会	会長
小寺 良成	岡山県保健所長会	会長
角谷 真一	(一社)岡山県歯科医師会	理事
萱 佳晃	(一社)岡山県薬剤師会	在宅介護特別委員会副委員長
神宝 誠子	(一社)岡山県介護福祉士会	名誉会長
高塚 賢士	NPO法人岡山県介護支援専門員協会	理事
玉谷 弘美	(一社)岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	副会長
土居 弘幸	国立大学法人岡山大学	教授
名越 宗一	岡山県障害福祉施設等協議会	理事
藤本 宗平	(一社)岡山県老人保健施設協会	会長
藤原 康子	地域包括支援センター	赤磐市介護保険課長

(事務局)

氏名	所属	役職
則安 俊昭	岡山県保健福祉部医療推進課	課長
豊田 和典		副課長
藤村 隆		参事
高井 裕子		総括参事
高原 典章		総括副参事
名越 要介		主幹
立石恵美子		主幹
国定 優次		主任
小原 誠司	岡山県保健福祉部長寿社会課	総括参事
山野井尚美	岡山県保健福祉部健康推進課	参事
鳩本 清美		参事
松井 哲雄		総括参事

岡山県在宅医療推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民が住み慣れた地域で、望ましい療養生活ができる社会の実現に向けて設置する岡山県在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）について、組織その他の必要事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する事項
- (2) その他在宅医療の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員18名以内で組織する。

- 2 委員は、保健医療福祉関係者、学識経験者、その他岡山県において在宅医療を実施する機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。
- 3 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

岡山県在宅医療推進協議会委員

機関名	役職	名前
岡山県医療ソーシャルワーカー協会	会長	石橋京子
(公社)岡山県看護協会	専務理事	井上純子
(公社)岡山県医師会	理事	江澤和彦
岡山県町村会	会長	河島建一
(公社)岡山県栄養士会	副会長	河原和枝
岡山県老人福祉施設協議会	会長	小泉立志
岡山県保健所長会	会長	小寺良成
岡山県市長会	高梁市長	近藤隆則
(一社)岡山県介護福祉士会	名誉会長	神宝誠子
(一社)岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	副会長	玉谷弘美
国立大学法人岡山大学	教授	土居弘幸
岡山県障害福祉施設等協議会	理事	名越宗一
(一社)岡山県病院協会	会長	難波義夫
(一社)岡山県老人保健施設協会	会長	藤本宗平
地域包括支援センター	赤磐市	藤原康子
NPO法人岡山県介護支援専門員協会	会長	堀部徹
(一社)岡山県薬剤師会	理事	役重昌広
(一社)岡山県歯科医師会	理事	横見由貴夫

岡山県在宅医療推進協議会開催にあたっての事前調査

○患者と家族が満足で納得できる在宅医療の提供を推進するための他団体への要望について

- 1 他団体でどのような取組があればよいと思いますか。あれば、目的を含め取組内容を教えてください。
- 2 他団体とどのような協働ができればよいと思いますか。あれば、目的を含め協働内容を教えてください。
- 3 他団体にどのような協力を求めたいと思いますか。あれば、目的を含め協力内容を教えてください。

○前回の協議会（第1回）の資料中、各団体（自団体及び他団体）の「4 課題、改善点等」を含めた課題及び改善について

- 4 前回の協議会を踏まえて、改めて自団体又は他団体における課題と考えられることをお教えてください。
- 5 課題解決のために自団体での取組案として考えられることをお教えてください。
- 6 課題解決のために他団体での取組案として考えられることをお教えてください。
- 7 貴会において、今年度新たに取り組みを始めたこと、または重点を置いている取り組みについてお教えてください。

岡山県

1 他団体でどのような取組があればよいか

2 他団体とどのような協働ができればよいか

3 他団体にどのような協力を求めたいか

県民が住み慣れた地域で、望ましい療養生活を送れる社会を実現するために、必要な医療・介護サービスを継続的、一体的に推進できる環境を整える。

- ・ 在宅医療提供体制の充実
(訪問診療、訪問歯科医療、訪問看護、訪問薬剤管理指導、医療機関間の連携体制の構築、情報共有等)
- ・ 個別の疾患、領域等に着目した質の向上
(末期がん、緩和ケア、在宅療養にかかる意思決定支援、看取り、小児・難病等在宅医療等)
- ・ 在宅医療に関する普及啓発
- ・ 在宅医療推進協議会の設置/運営
- ・ 市町村支援

4 自団体又は他団体における課題

- ・ 現在実施中の在宅医療・療養に関する事業の多くが、地域医療再生計画による基金で実施しているため、平成27年度末で終期を迎えることになる。
- ・ 平成28年度以降は、介護保険の地域支援事業、又は医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画による基金事業で再構築していく必要がある。このため、市町村事業として実施するものについては、適切に実施できるよう助言を行うとともに、県事業については、継続して行うべき事業を精査する必要がある。

5 課題解決のための自団体での取組案

別添 参考資料参照

6 課題解決のための他団体での取組案

7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み

- ・ 終末期の患者の希望が尊重されるよう、患者が家族及び関係者に書面で伝えておく取組の推進
- ・ 死因究明等推進協議会（仮称）を設置し、関係機関と連携すると共に、死因究明等の実情の把握、課題の抽出とその対応策等について検討する。

岡山県医師会

1 他団体でどのような取組があればよいか

各地域において規範的統合へ向けた各団体の協調

2 他団体とどのような協働ができればよいか

入院医療とは異なる在宅医療の地域住民への理解を浸透する活動

3 他団体にどのような協力を求めたいか

在宅医療需要の分析に基づいた各地域の特性に応じた在宅医療の在り方の検討

4 自団体又は他団体における課題

- 医療と介護の連携が担保された 24 時間 365 日在宅医療提供体制の構築
- 慢性期病床、介護事業所、在宅医療等を一体的に捉えた「地域医療介護構想」の視点に基づいた各日常生活圏域における在宅医療の提供

5 課題解決のための自団体での取組案

- 在宅医療の主治医・副主治医制システムのモデル案を作成
- 県医師会認定かかりつけ医制度の創設
- 地域包括コーディネーターの専任配置
- 行政・地区医師会担当者合同会議の開催
- 地域医療構想・包括ケア研究会の発足

6 課題解決のための他団体での取組案

日常生活圏域における多職種協働の「在宅医療推進チーム」の設置

7 今年度新たに取組みを始めたこと、重点を置いている取組み

昨年発足した地域包括ケア部会の活動を通じ、6の事業を実施すると共に、行政、関係団体にも参加頂き「オール岡山」で取り組むことに重点を置いている。

岡山県歯科医師会

1 他団体でどのような取組があればよいか

- ・「歯科」に関しての研修会の開催。
- ・在宅医療の中で、「歯科」の役割を他団体の方々に理解を深めていただくことが目的です。

2 他団体とどのような協働ができればよいか

- ・在宅医療での連携において、退院時のカンファレンスからの連携が最も重要と思います。歯科の介入が必要なケースにおいては、退院時のカンファレンスからの連携、協働ができれば理想です。

3 他団体にどのような協力を求めたいか

- ・研修会の開催。
- ・糖尿病、がん、認知症など医療連携として取り上げられている疾患や、終末期医療、栄養、薬、介護保険など様々な知識と他団体の方々との連携の仕方などについて理解を深める必要があると考えています。

4 自団体又は他団体における課題

- ・糖尿病、周術期の管理、誤嚥性肺炎、在宅医療など歯科との連携が取り上げられる機会は増加していますが、実際に連携が取れているケースはまだまだ少ないのが現状かと思えます。お互いの理解を深める必要性を強く感じています。

5 課題解決のための自団体での取組案

- ・多職種との連携で最も重要なのは、情報の共有だと思います。そのためには、それぞれが他職種の業務や役割についてより多くの知識を持つ必要があります。
- ・情報の共有に必要な専門用語の解説集を作成し対応しています。

6 課題解決のための他団体での取組案

- ・現場で困ったことやわからないことがあれば私たちに投げかけてほしいと思います。また、依頼があれば研修会や口腔ケア実習等に講師を派遣しますので、声かけをしてください。

7 今年度新たに取組みを始めたこと、重点を置いている取組み

- ・訪問歯科診療の疾患別マニュアル作成
- ・グループホームの歯科実態調査

岡山県薬剤師会

- 1 他団体でどのような取組があればよいか
- 2 他団体とどのような協働ができればよいか
- 3 他団体にどのような協力を求めたいか
- 4 自団体又は他団体における課題
- 5 課題解決のための自団体での取組案
- 6 課題解決のための他団体での取組案
- 7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み
 - ・「医療用麻薬検索システム（仮称）」構築事業（予定）
 - ・訪問薬剤指導等における技術向上研修
 - ・医療材料・衛生材料マニュアル作成事業（予定）
 - ・在宅訪問薬剤管理指導の実態調査（予定）
 - ・県民啓発シンポジウム

岡山県看護協会

1 他団体でどのような取組があればよいか

- ・情報共有のための退院等に関するシートが地域によってさまざまであるため県下で統一様式になれば便利だし効果的と考える。

2 他団体とどのような協働ができればよいか

- ・在宅医療を推進するために各職能や団体ごとに研修が実施されているが、相互乗り入れやポイント制等を導入し、提供側のレベル向上が図れたらと考える。
- ・岐阜市の小笠原文雄先生を中心とするチームが在宅死を支援しているが、がんの疼痛に対する夜間セデーション等まだ一般には普及していない方法についても実施の可能性に対して検討し、岡山県でがんの末期でも在宅死ができる環境を整えることができないか。在宅看取りに対する理解と実践力を養うために、医師をはじめとする教育的体験の場の確保ができればと考える。

3 他団体にどのような協力を求めたいか

- ・お互いに他団体との窓口係を明確にし、連携が進めばと思う。

4 自団体又は他団体における課題

- ・市民と共にこれからの医療を考えるために、情報共有と理解促進を図る必要がある。
- ・認知症高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が身体合併症等の治療のため急性期病院を受診・入院するケースも増えている。入院等の環境変化による認知症症状の悪化や治療拒否による身体合併症の悪化を防ぎ、円滑な入退院・在宅療養継続を支えるためには、病院及び地域の看護職が認知症ケアの専門知識・技術を習得し、権利擁護の視点を持って多職種と連携協働していくことが不可欠である。
- ・平成 25 年日本看護協会の調査結果によると、地域包括支援センターの中でも、保健師が配置されているセンターは「運動期の機能向上／栄養改善／口腔機能向上」等の各種事業の参加者個人に改善がみられ、事業の成果が上がったと回答する割合が優位に高く介護予防事業、認知症高齢者施策、高齢者虐待防止、地域づくり、医療機関との連携等においても成果を上げていた。保健師は他職種協働を促進し、他機関との連携協働を行い、地域づくりも念頭に活動できる職種であることから、地域の特性に見合った地域包括ケア体制を推進するために、時宜に見合った課題別研修や系統的な現任教育ができるよう研修プログラム及び実施体制の構築を県と協働でしていきたい。

5 課題解決のための自団体での取組案

- ・看護の出前講座、まちの保健室、フォーラム等の事業で市民と共にこれからの医療を考える取り組みを増やしていきたい。
- ・中堅看護職員の施設間交流研修を実施し、自施設では体験できない看護領域や多施設の看護を体験することでモチベーションを上げるのみならず、看・看の顔の見える関係や連携を促進し、看護のネットワーク化で県民が安心して療養ができるようにしていきたい。
- ・今後 2 次医療圏単位で策定される医療計画や地域医療構想にも支部役員が積極的に参加し地域に根ざした看護の視点からの意見や支部活動を行っていけるようにしたい。

6 課題解決のための他団体での取組案

- ・訪問診療の活発化と医師や看護職等の地域偏在の是正ができる取り組みができればと思う。

7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み

- ・人材確保策としてナースセンターの機能強化(出前相談、出前看護技術講習会、未就業者OA機器講習会、病院訪問等)、離職者の集い(ナースカフェ)、ナーストライアル(就業希望施設でのミニ就業体験)、メールマガジンによる情報配信。
- ・訪問看護師人材確保のための新卒訪問看護師養成プログラムの検討及び準備。

岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

1 他団体でどのような取組があればよいか

- ・岡山市事業「在宅療養支援強化研修」の介護支援専門員に対する研修にて、在宅医療・訪問看護の実態を知ること、在宅医療の推進につながると思うので、県で取り組みをしていただきたい
- ・在宅医療関連事業に関心の薄い医療従事者(医師や看護師)に対する在宅医療の理解促進の機会を作る
- ・病院の医師と在宅を担う医師の連携が必要

2 他団体とどのような協働ができればよいか

- ・地域住民の方へ広く訪問看護や通所サービスなどを知ってもらうために、ワールドカフェのような内容の活動を定期的で開催し住民の方にも参加してもらう取組
- ・病院と訪問看護ステーション等居宅サービス事業所の連携がとれるような取組
- ・連携を目的とした情報の共有のためのツールを一本化する
- ・研修会等の催事の広報を他団体と共有することで、参加および交流ができ、連携をとることができる

3 他団体にどのような協力を求めたいか

- ・退院時に、患者がかかりつけ医の選択がしやすいような仕組み作りをしていただきたい

4 自団体又は他団体における課題

- ① 人材確保および定着
- ② 在宅医療をリードする質の高い看護師等の育成
- ③ 円滑な連携
- ④ 空白地(中山間地域や島等)の在宅療養者に対するサービス提供について
- ⑤ 住民への普及啓発

5 課題解決のための自団体での取組案

- ①・② 訪問看護師の人材確保、定着、質向上を目的とした研修の充実・ラダー作成
- ③ 円滑な連携に向け、顔の見える関係づくりの推進強化
ICTを活用した情報共有の推進
- ④ 訪問看護ステーションの開設や、サテライト設置に対する支援
- ⑤ 広告掲載・催事出展・地域への広報活動(公開講座・地域の集会での広報)

6 課題解決のための他団体での取組案

- ・各市町村単位での地域住民と在宅医療介護関係の職種による情報交換・情報提供の場の拡充
- ・かかりつけ医の県内マップ

7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み

- ① 新設ステーション・新管理者への支援
- ② 訪問看護新任者への支援
- ③ 訪問看護師確保対策
 - 訪問看護ステーション体験研修（看護師対象）
 - 職場体験（看護学生対象）
- ④ 課題の抽出・検討
 - 人材確保・定着：働きやすい職場環境・ワークライフバランスについて
 - 訪問看護ラダー作成：中堅～管理者
- ⑤ 訪問看護ステーション開設支援
- ⑥ 地区活動の充実・地域での会議や講演会等への積極的参加による連携体制づくりおよび普及啓発
- ⑦ 関係機関への情報提供
 - 訪問看護ステーション状況の公開（体制・空き状況等）

岡山県栄養士会

1 他団体でどのような取組があればよいか

- ・連携をスムーズに行うことを目的に、まずは各専門職の業務内容を理解できる合同研修会があればよいと思う。顔を合わせて話し合いをすることが重要。

2 他団体とどのような協働ができればよいか

- ・訪問看護や介護支援をされる場合で対象者に適した献立や食事の作り方など具体的な提案が必要な場合には紹介していただけるとその方にあった提案ができると思う。
- ・直接介護するヘルパーさんへの調理研修などでの協働もできる。

3 他団体にどのような協力を求めたいか

- ・2と同じことであるが、訪問されていて栄養管理に問題がある場合には、是非栄養士会に相談いただければと思う。

4 自団体又は他団体における課題

- ・在宅訪問する際、医師の指示のもと、医療機関に採用された管理栄養士でないと在宅訪問栄養指導料が算定できないため、依頼件数が増加しない。

5 課題解決のための自団体での取組案

- ・医師会の施設に栄養ケアステーションのチラシを配付し、興味を持って下さった医院へ説明に伺い、対象者がいる場合は、栄養士会が3回まで持ち出しで在宅訪問栄養指導を行い、その後は管理栄養士を非常勤契約していただき継続するという取り組みを行っている。
- ・在宅栄養管理ができる管理栄養士として現場で役に立つこと。

6 課題解決のための他団体での取組案

7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み

- ・栄養ケアステーション管理栄養士とかかりつけ医との契約を増やす。
- ・以前にも報告したが、各地域で多職種で開催されるワールドカフェに積極的に参加する。

岡山県介護支援専門員協会

- 1 他団体でどのような取組があればよいか
- 2 他団体とどのような協働ができればよいか
 - ・患者、家族が在宅医療に対して理解を深めるための啓蒙活動について協働できれば良いと思います。
- 3 他団体にどのような協力を求めたいか
- 4 自団体又は他団体における課題
- 5 課題解決のための自団体での取組案
- 6 課題解決のための他団体での取組案
- 7 今年度新たに取組みを始めたこと、重点を置いている取組み
 - ・当協会が重点を置いている取組としては、医療と介護の連携の中で、介護支援専門員が果たすべき役割を再認識すると共に、連携間での統一した情報の共有化について。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会

- 1 他団体でどのような取組があればよいか
- 2 他団体とどのような協働ができればよいか
 - ・普及啓発を目的に、在宅医療や地域包括ケア等に関する地域住民を対象とした講演会の開催
 - ・多職種、多機関協働における在宅医療を担う人材育成を目的とした研修会の開催
- 3 他団体にどのような協力を求めたいか
- 4 自団体又は他団体における課題
 - ・会員が在宅医療の現状と課題を認識できるように研修を行うこと。
(地域ごとの課題の理解、取り組みも必要)
 - ・患者・家族を含む地域住民への普及啓発活動
- 5 課題解決のための自団体での取組案
 - ・地域住民を対象にした在宅療養、在宅での看取りに関する講演会の開催
(今年 12 月頃に開催予定)
- 6 課題解決のための他団体での取組案
- 7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み

岡山県介護福祉士会

1 他団体でどのような取組があればよいか

- ・本人・家族の治療・医療の知識は千差万別で、介護職が医療職との調整役を果たすことも多く、一般的な広報での知識普及も必要であるし、また迷った時の相談所のようなところがあればと思う。

2 他団体とどのような協働ができればよいか

- ・会員には病院勤務者も多く「生活視点」(病気障害に対し、治療回復だけでなく、生活の中で付き合っていくという視点)でのサービスを行っているが、医療職の中にはその理解がない方もあり、介護福祉の理解をもっと深めていただきたい。

3 他団体にどのような協力を求めたいか

- ・社会の要請で医療的ケアが始まっているが、まだまだ介護福祉士の医療知識は不足している。現在も様々な医療職団体に講師をお願いし協力していただいているが、今後もさらに継続して依頼したい。

4 自団体又は他団体における課題

- ・現実的に、介護職・医療職の人材確保がない限りは、在宅医療推進は難しい。

5 課題解決のための自団体での取組案

- ・社会的地位の向上(公益社団 日本介護福祉士会を中心に政策提言)
- ・魅力ある仕事であることのアピール
 - ① 中学校・高校への出前講座「福祉・介護の仕事」
 - ② 介護フェアの開催(介護福祉士養成校との共催)

6 課題解決のための他団体での取組案

7 今年度新たに取組みを始めたこと、重点を置いている取組み

- ・多くの方が介護福祉士の資格取得を目指してもらうことを目的に「主任及び介護技術指導者・介護福祉士施設実習指導者」の養成を行ってきた。しかし、現在の社会状況(介護福祉士法・介護保険法の改正、利用者・家族・介護従事者等の在り方)の変化が数年前に比しても著しくなってきた。その状況に少しでも適応できるようにそれぞれの指導者のフォローアップ研修を計画している。さらに介護未経験のスタッフを想定し、基本的な介護技術を指導できることを目的に 介護技術リーダー研修を予定している。

岡山県老人福祉施設協議会

1 他団体でどのような取組があればよいか

2 他団体とどのような協働ができればよいか

・地域包括ケアの構築における「全体ケア会議」の運営・推進。地域包括ケアシステムはまずは協議体を立ち上げて、組織化を行わなければならない。組織化に際し医療関係者の参加は必ず必要であり、また、ボランティアや地域住民の参加も必要である。機能的な協議体を立ち上げて、自由闊達に意見交換が出来る環境を構築する必要がある。医療関係者の協力がなくては実現しない。(コーディネーター役の力量が問われる) 別紙参照

・認知症高齢者への支援体制(地域住民も含めた医療・介護等の関係者の連携)の確立。認知症高齢者は医療・介護関係者のみでは限界があり、きちんと連携が出来なければ、在宅生活の継続は無理がある。(要介護2の認知症高齢者でも生活を支えるのはかなり大変)増大する認知症高齢者の対応は、地域ぐるみで行わなければ困難である。

3 他団体にどのような協力を求めたいか

・病院・診療所に地域包括ケア・介護保険事業関係の連携窓口を設置して頂ければ、お互いに情報の共有が進むのではないのでしょうか?(複数の医師が関わっている場合など、どの医師と話を進めればよいのか不安になる)

4 自団体又は他団体における課題

・病院を退院し、在宅や施設に帰る時に、なるべく利用者やご家族に不安がないよう環境を整えてから退院する体制が望まれる。病院からの退院前の会議は、必ず実施して頂きたい。その会議にはなるべく多くの関係者を呼んで頂きたい。

5 課題解決のための自団体での取組案

・4のような会議を有効性のあるものにするため、効率よくコンパクトに内容の濃い 会議が開催できるよう、各参加者が配慮すべきである。開催の基本時間を15分とし、協議内容・課題が事前に提示できるようにするなどの配慮が必要。

6 課題解決のための他団体での取組案

7 今年度新たに取組みを始めたこと、重点を置いている取組み

・介護の日の関連事業として、11月21日にイオン岡山の「おかやま未来ホール」を使用して、「おかやま介護の日2015」を開催。(福祉・介護の仕事の広報啓発を目的とした事業)①カイゴ男子・カイゴ女子発掘プロジェクト②輝くkaigoの人達パネル展示③記念講演会
・各事業所(法人)が、公益的な取組を実施するための準備を開始。(平成29年4月法改正)社会福祉充実残額(再投下財産額)を明確にして、社会福祉充実計画の作成が義務づけられる。

【関係機関の役割等】

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	医療	・医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と病院の連携体制の構築 ・認知症の早期診断と適切な医療提供 ・医療と介護の連携（情報の一元化と連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん医療推進会議 (主な目的) ・在宅医療・かかりつけ医の推進 ・認知症対策の推進 ・医療と介護の連携 ・医科・歯科・薬剤師の連携 ・ネットワーク各分野との連携 ・各事業の進捗確認、進行管理 (会議メンバー) ・医師会 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・看護師 ・糸島保健福祉事務所 ・介護・高齢者支援課 ・健康づくり課(庶務)
		・歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医とかかりつけ歯科医の連携体制構築 ・口腔ケアの普及推進（連携強化、知識の普及） ・医療と介護の連携（情報の一元化と連携） 	
		・薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と薬剤師の連携体制の構築 ・医療と介護の連携（情報の一元化と連携） 	
		・糸島地域在宅医療支援センター（県保健福祉事務所所管）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の相談・情報提供 ・市や関係者間の広域調整 	
		●事務局 ・健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の調整 ・在宅医療推進事業の企画立案、実施、評価 ・ネットワーク各分野との連携企画立案・総合調整 	
	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設協会（4） ・老人保健施設（5） ・在宅サービスの各担当職 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等との情報共有・連携） ・介護サービスの質の向上 ・24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん介護推進会議 (主な目的) ・医療と介護の連携 ・各在宅サービス担当の連携 ・24時間対応の在宅サービスの充実 ・自立支援型サービスの推進 ・介護サービスの質向上と適正化
		<ul style="list-style-type: none"> ・糸島小規模多機能ネットワーク (小規模多機能事業所：5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等との情報共有・連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備の充実 	

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	介護	・糸島地区介護保険事業者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等との情報共有・連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの基盤整備の充実 ・介護サービスの質の向上 ・自立支援型サービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門職の連携 ・ネットワーク各分野との連携 ・各事業の進捗確認、進行管理（会議メンバー）
		・同連絡会各部会（居宅・訪問・通所・地域密着）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等との情報共有・連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの基盤整備の充実 ・介護サービスの質の向上 ・自立支援型サービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・老人保健施設 ・在宅サービスの各担当職 ・糸島小規模多機能ネットワーク
		●事務局 ・介護・高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等とケアマネジャー・居宅・施設等の連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備の充実・連携強化 ・介護サービスの質の向上と適正化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島地区介護保険事業者連絡会 ・介護・高齢者支援課（庶務）
	見守り・生活支援	・校区社協、行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り体制の整備と全体調整 ・地域包括支援センターなど関係機関への情報提供 ・地域課題の把握とその解決のための地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん見守り推進会議（主な目的） ・地域の見守り体制の整備と連携 ・見守り活動を通じた地域づくりの推進 ・関係団体の役割と連携体制の整備 ・見守り活動による関係機関（警察、消防、地域包括支援センター）との連携 ・社会資源（生活支援）の発掘・拡充
		・民生委員・福祉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り関係者等との連携（関係者との情報共有・連携） 	
		・シニアクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した高齢者相互の見守り活動 ・介護ボランティアとしての役割や介護予防としての生きがいづくり 	
		・認知症キャラバン・メイト連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症についての正しい知識の普及（認知症サポーター養成講座） 	
		・高齢者等SOSシステム協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊等のおそれがある高齢者等の登録の推進 ・徘徊が発生した場合の早期発見、保護等の支援 	

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (系島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	見守り ・生活 支援	・介護ボランティア	・公的サービス以外の生活支援 (日常生活に必要なサポート) ・介護施設等へのボランティア 活動	(会議メンバー) ・行政区 ・民生、福祉委員 ・シニアクラブ ・介護ボランティア ・シルバー人材センター ・キャラバン・メイト ・見守り協力事業所 ・市社会福祉協議会 ・健康づくり課 ・介護・高齢者支援課 (庶務)
		・福祉ボランティア	・高齢者支援等での福祉施設支援 や外出支援などの活動	
		・市社会福祉協議会	・地域での見守り体制の構築や 生活支援活動などについての 相談・支援	
		●事務局 ・介護・高齢者支援課	・見守り・生活支援体制の構築 ・各団体の役割整備・支援 ・介護ボランティアの育成・確 保	
	介護 予防	・ふれあい生きいきサ ロン	・地域サロン等の充実・拡大によ る地域高齢者等の参加促進 ・高齢者の積極的参加による介 護予防事業の推進 ・サロン事業での周知・啓発に よる健康診査受診の予防医療 の推進	●あんしん介護予防 推進会議 (主な目的) ・介護予防・サロン 事業の整備・充実 ・健康診査受診の推 進 ・生活習慣病の予防 ・介護予防・サロンの ケアプラン位置付 け推進 ・自立支援型サービ スの推進 ・ネットワーク各分 野との連携 ・各事業の進捗確認、 進行管理
		・シニアクラブ	・シニアクラブ活動の充実・拡大 による地域高齢者等の参加促 進 ・介護ボランティアとしての役 割構築と介護予防としての生 きがづくりの推進 ・シニアクラブ事業での周知・啓 発による健康診査受診の予防 医療の推進	
・介護予防ボランティ ア		・住民主体による支援 ・介護予防を中心にボランティ ア活動を行う ・ボランティア活動を通じて生 きがづくりの推進		

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	介護 予防	・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の推進、認知症対策の推進 ・自立支援型サービスの推進 ・地域資源等のメニュー作成(ケアプラン・予防プラン等への位置付け推進) 	(会議メンバー) ・サロン関係者 ・シニアクラブ ・介護予防ボランティア ・社会福祉協議会 ・糸島地区介護保険事業者連絡会 ・地域包括支援センター ・介護・高齢者支援課 ・健康づくり課(庶務)
		<ul style="list-style-type: none"> ●事務局 ・健康づくり課 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・サロン事業の整備・充実 ・各種事業での周知・啓発による健康診査受診の推進 ・認知症対策の推進 ・口腔ケアの普及推進 	
	住まい	・住宅型有料老人ホーム(7)	・要援護高齢者等の必要時の住まいの確保・提供体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん住まい推進会議 (主な目的) ・高齢者等の住まいや居住場所の確保・提供体制整備 ・高齢者住宅バンクの設立 ・住居等のバリアフリー化の推進 ・公営住宅のバリアフリー化の推進 ・ネットワーク各分野との連携 ・各事業の進捗確認、進行管理 (会議メンバー) ・住宅型有料老人ホーム ・特定施設、ケアハウス ・軽費老人・養護老人ホーム ・グループホーム ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護・高齢者支援課(庶務)
		・特定施設、ケアハウス ・軽費老人・養護老人ホーム(計4)	・要援護高齢者等の必要時の住まいの確保・提供体制整備	
		・グループホーム(7)	・緊急時等の認知症高齢者等の住まいの確保・提供体制整備	
		・老人保健施設(5)	・緊急時等の要援護高齢者等の居住先の確保・提供体制整備	
		・老人福祉施設協会(4)	・緊急時等の要援護高齢者等の居住先の確保・提供体制整備	
		<ul style="list-style-type: none"> ●事務局 ・介護・高齢者支援課 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の住まいや居住場所の確保、提供体制整備 ・高齢者住宅バンク設立 ・住居等のバリアフリー化の推進 ・公営住宅のバリアフリー化の推進 	

岡山県老人保健施設協会

○人材、患者人数の今後の推移について

医師会：郡市医師会での、かかりつけ医（診療所医師）の年齢から見た今後の医師数の動向、
後継者の有無

病院協会：病院職員、特に医師、及び看護師の年齢から見た今後の医師数、看護師数の動向

市町村：要介護認定者、認知症患者の絶対値の年次数

○地域医療構想調整会議への老健協会員の参加

○各地域で行われている在宅医療拠点事業の会議への老健協会員の参加

○老人保健施設の在宅支援について、在宅医療を担う関連団体と老人保健施設協会との協議を行いたい。

○来年度、岡山市で開催される、第2回中国地区介護老人保健施設大会 in 岡山（仮称）への県内在宅医療を担う関連団体の招致とディスカッション等への参加依頼を予定

○大都市圏からの移住の推進を岡山県、各市町村と県内在宅ならびに施設医療、介護を担う関連団体と協働して行いたい。住民、患者利用者の支援と医師、看護師、介護福祉士等の専門職の確保を目的とする。

○在宅での患者急変時、看取りに対する現在の法律、制度、システムの検討を行いたい。

岡山県障害福祉施設等協議会

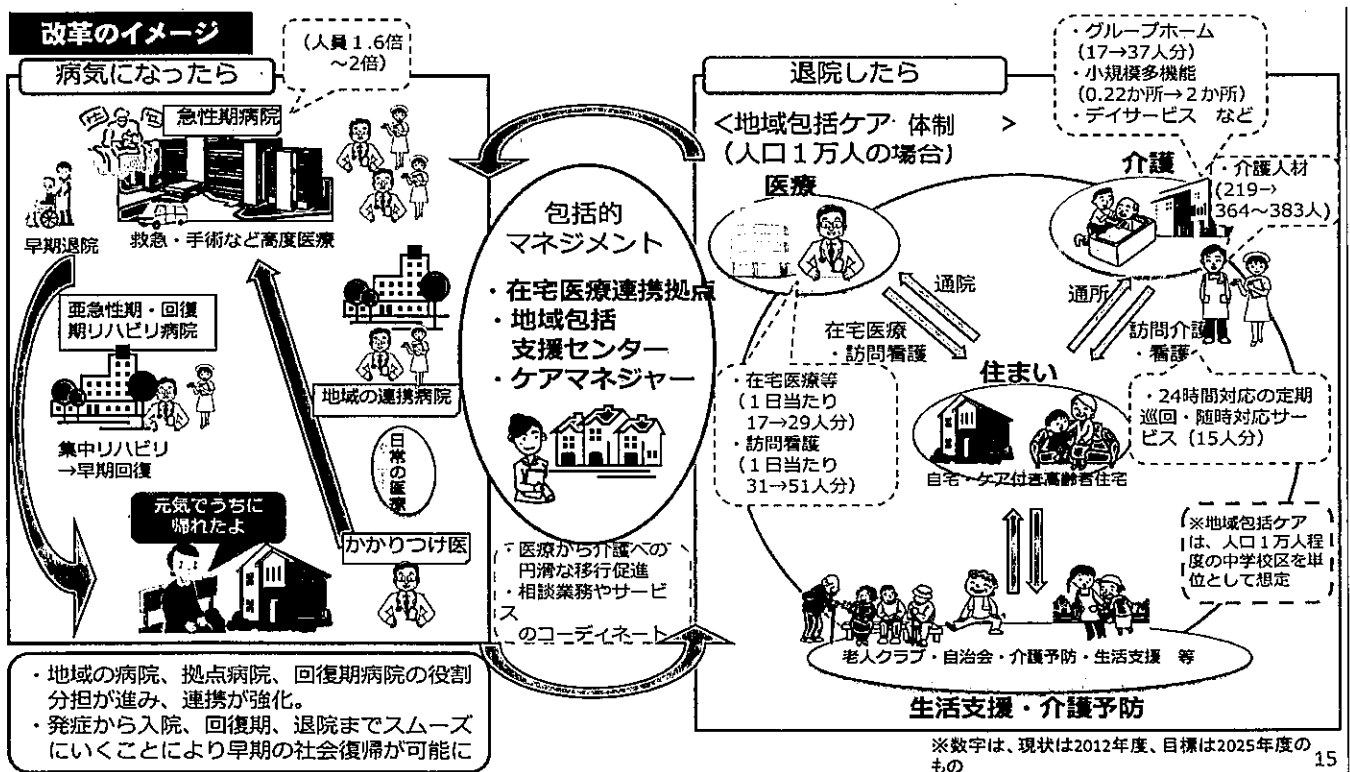
- 1 他団体でどのような取組があればよいか
- 2 他団体とどのような協働ができればよいか
- 3 他団体にどのような協力を求めたいか
- 4 自団体又は他団体における課題
- 5 課題解決のための自団体での取組案
- 6 課題解決のための他団体での取組案
- 7 今年度新たに取り組みを始めたこと、重点を置いている取り組み

岡山県の主な取組

在宅医療の充実、地域包括ケア体制の構築

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケア体制の構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会へ



(6) 入退院支援ルールの方定

(平成27年度岡山県在宅医療連携拠点事業業務処理要領より)

患者が退院直後から医療サービスや介護サービスを適切に受けるためには、病院職員(特に病棟看護師)が介護支援専門員へ、退院する患者の情報をあらかじめ十分伝え、退院に備えて準備をしておくことが必要である。また、入院する際には、介護支援専門員が病院職員(特に病棟看護師)へ、患者の情報を伝えることのできる体制を確保する必要がある。これら相互の情報共有に際し、その方法や様式を統一する等のルールを作ることは、患者へのよりよいサービス提供につながるとともに、病院職員や介護支援専門員の連絡調整に要する負担を軽減することができる。

事業主体は、患者の入退院の動態が類似した近隣市町村等と連携し、保健所・保健所支所等の支援の下、病院や介護支援専門員と協力して、病院が退院見込みの患者に行うアセスメントの内容とその実施時期、介護支援専門員への情報提供の方法とその時期等についてのルール作りを行う。また、入院した又は入院する患者について、介護支援専門員が病院職員(特に病棟看護師)へ情報提供する方法とその内容等のルール作りを行う。

なお、患者の入退院の動態を考慮した上で、事業主体単独でも実施が可能と判断される場合には、単独での実施も可能とする。

拠点事業者(22拠点)

- 岡山市
- 御津医師会
- 瀬戸内市
- 玉野市
- 吉備中央町
- 赤磐市
- 和気医師会
- 倉敷市
- 総社市
- 早島町
- 笠岡市
- 井原市
- 矢掛町国民健康保険病院
- 浅口医師会
- 高梁市
- 新見市
- 津山市医師会
- 鏡野町
- 久米南町
- 美咲町
- 美作市医師会
- 勝田郡医師会

○ 入退院支援ルールに取り組む拠点事業者

在宅医療の推進

- 地域医療構想では、在宅医療の将来の必要量についても推計することとしている。都道府県においては、地域における在宅医療の課題を抽出し、新たな財政支援制度を活用して、在宅医療に係る人材育成など在宅医療の充実に係る事業を支援していただくようお願いする。(参考：平成27年度以降、在宅医療・介護連携の推進に係る事業については、介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市町村が主体となり郡市区医師会等と連携しつつ取り組むこととしている。)
- 地域医療構想の実現について議論を行う「協議の場」等においても、入院医療だけではなく、退院後の在宅医療の充実に向けた議論を行うことをお願いする。

(参考)在宅医療推進のための事業の整理

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市町村単位	在宅医療連携拠点事業(国庫補助事業) (23年度10ヶ所、24年度105ヶ所)							
			地域医療再生基金(平成24年度補正予算)による在宅医療推進事業 (約300ヶ所)					
都道府県単位				新たな財政支援制度による在宅医療推進事業	平成27年度以降は、小児等在宅医療に関する事業など、地域支援事業に位置付けられる(ア)~(ク)以外の事業			
					在宅医療・介護の連携推進の事業を介護保険法の地域支援事業に位置づけ平成30年度までに全国の市町村で実施 (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握 (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 (ウ) 在宅医療・介護連携支援に関する相談の受付等 (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 (オ) 在宅医療・介護関係者の研修 (カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築 (キ) 地域住民への普及啓発 (ク) 二次医療圏内・関係市区町村の連携			

平成26年7月28日

医療介護総合確保推進法等に関する全国会議

31

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として(ア)～(ク)の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

(ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有

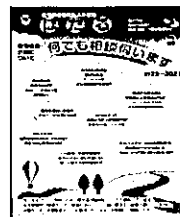


(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

(キ) 地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネート等の配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

(カ) 医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
- 例) 二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議等

在宅移行円滑推進事業

目的

- 病院医師(看護師)の、在宅看取りを含めた在宅医療・療養についての知識を向上し、入院早期から在宅移行の支援、円滑な在宅移行ができる体制、退院患者が適切な在宅療養サービスを適時に受けられる体制の構築を図る。

内容

- 病院医師(看護師その他病院職員)を対象とした在宅医療及び在宅看取り等に関する研修会
- 病院、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所職員等による意見交換会 等

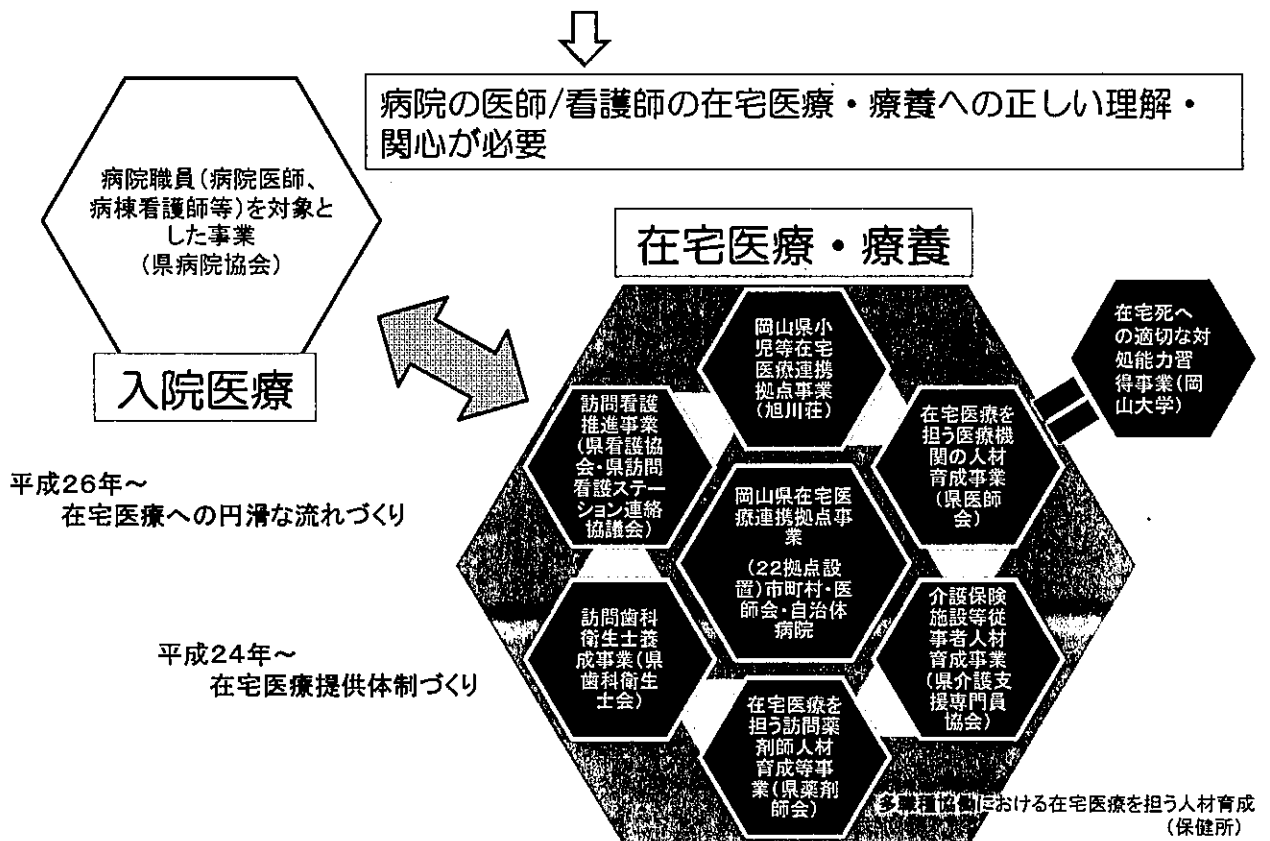
在宅療養の可否と移行のタイミングの判断は病院医師

在宅医療でできること・できないことを正しく理解し、的確に退院を判断するとともに、退院時まで、訪問診療医との協力関係を構築する。

在宅療養へ引き継ぐキーパーソンは病院看護師

在宅療養開始直後から必要な介護サービス等が不足なく適切に提供されるよう手配しておく必要がある。

これまで在宅医療提供体制づくりに取り組んできた。
今後は、在宅移行の流れづくりが必要。

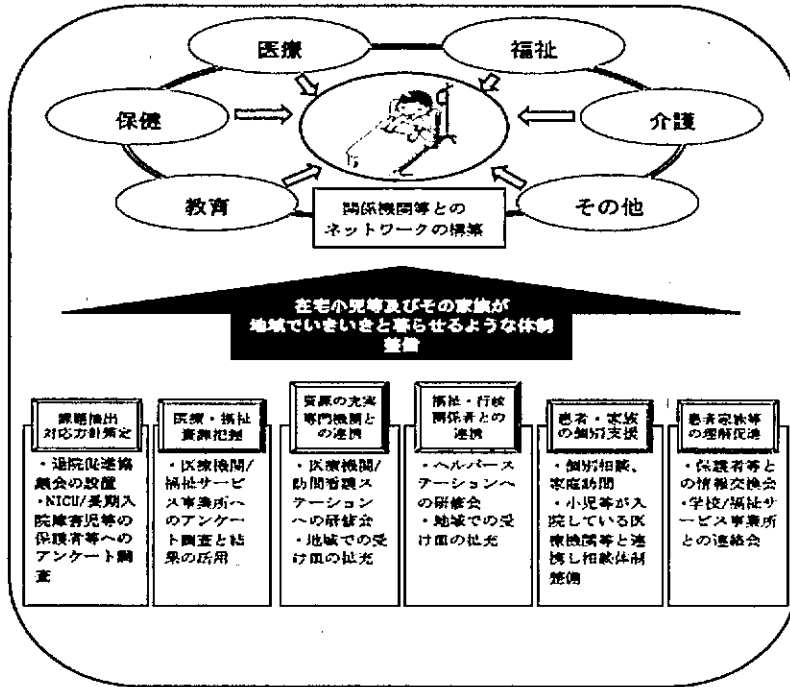


小児等在宅医療連携拠点事業

125.6

小児等在宅医療連携拠点事業

NICU（新生児特定集中治療室）等で長期の療養を要した児をはじめ、在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、医療・保健・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制を整備することを目的とする。

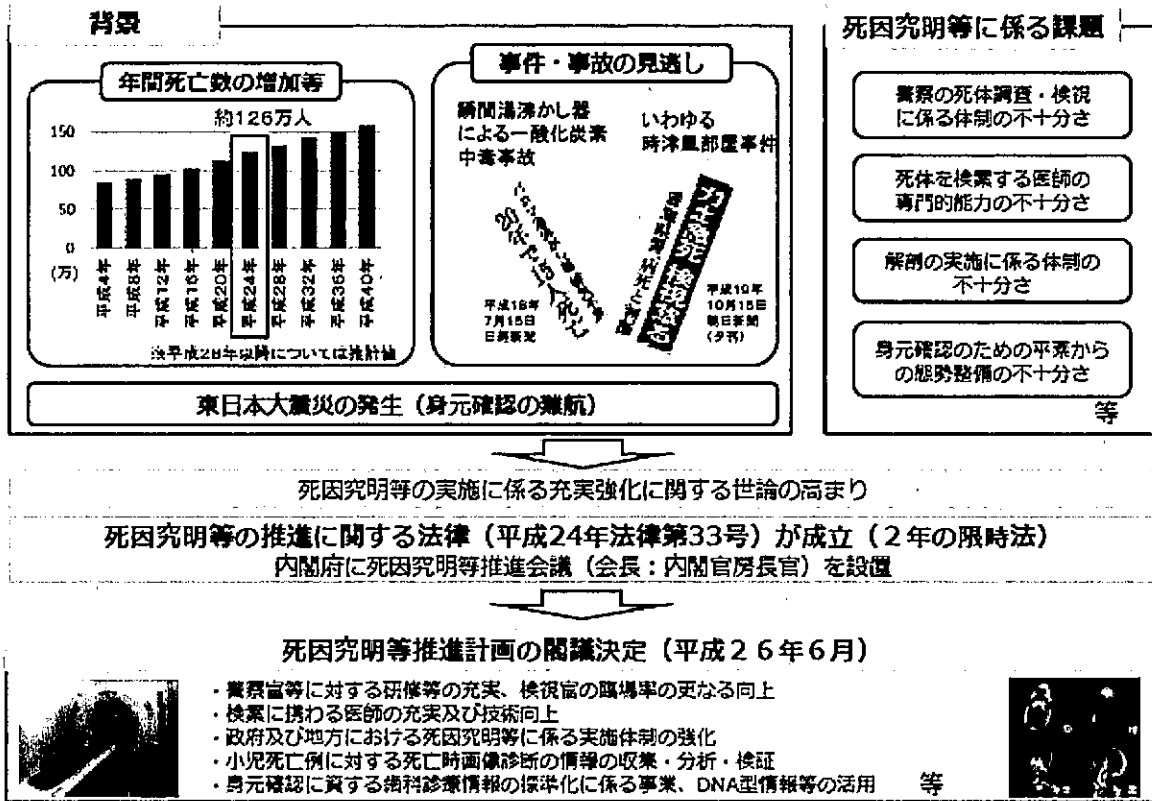


小児等の在宅医療における課題

- NICUに長期に入院する児の中には、在宅医療の適応のある児もある。
- 医療依存度の高い児が多い。
- 医療、福祉、教育等関係機関とのネットワークが必要

7. 死因究明に関する取組について

死因究明等推進計画の策定について



死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- 死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号)に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
- 死因究明等推進会議(会長:内閣官房長官)が計画の案を作成
- 計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ(平成26年4月)
⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、死因究明等推進計画を閣議決定(平成26年6月13日)

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

○計画策定の経緯・背景

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ・犯罪の見逃し防止
- ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
- ⇒死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性

○計画策定によって期待される効果

- ① 死因究明等が、重要な公益性を有するものとして位置付けられること
- ② 死因究明等に係る実施体制の強化
- ③ 死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的整備

- ・政府における施策の管理・調整体制を構築し、施策を検証・評価・監視
- ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要請
- ・協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請 等

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

- ・大学における死因究明等に係る人材育成の促進 等

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- ・警察官、海上保安官に対する研修等の充実
- ・5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上 等

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備 等

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
- ・検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援 等

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・薬物初検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実 等

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用 等

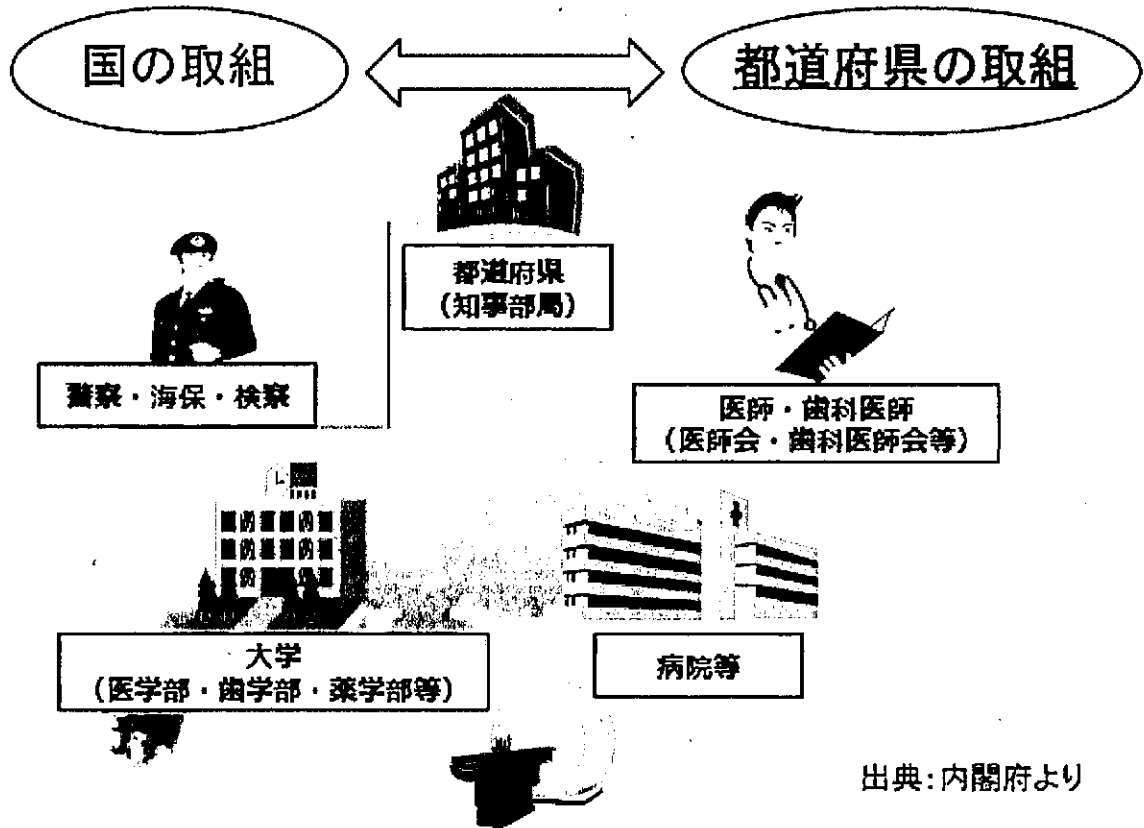
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・必要な関係行政機関への通報等、遺族等への丁寧な対応 等

第3 推進体制等

- 政府・地方の推進体制構築
- 大学、医療機関等の関係者の協力の確保
- 社会情勢の変化等踏まえ、適宜施策の検証及び見直し

死因究明等推進協議会(仮称)



死因究明等推進協議会(仮称)の検討事項のイメージ(例)

○地域の状況に応じた死因究明等施策の検討

- ・関係機関との情報交換、課題の共有、個別問題についての検討
- ・「地方版死因究明等推進計画」の策定

○人材育成及び資質向上

- ・死体検案講習会の受講呼びかけ等検案能力向上に向けた取組
- ・「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」への参加呼びかけ

○検案、解剖等の実施体制の充実

- ・地域における検案や解剖の実施体制の把握、充実方策についての検討
- ・厚生労働省の異状死死因究明支援事業の活用についての検討

○死因究明により得られた情報の活用

- ・死因究明により得られた情報の疾病予防や事故再発防止等への活用の検討

出典:内閣府より

岡山県の取組（参考資料）

体制整備

事業名	岡山県在宅医療連携拠点事業【委託】
事業概要	県民が、たとえ医療や介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活を続けられるためには、医療・介護サービスがシームレスに連携して提供される必要がある。そのため、市町村や地区医師会等が連携拠点となって、ケアマネジャー等が中心的役割を担い、医療介護関係機関が適切に情報を共有し、連携することにより、適時適切に、在宅療養者やその家族の希望に沿った最適のサービスを提供できる体制を構築する。
事業名	先進事例伝達研修事業【直営】
事業概要	医療関係機関と市町村等が連携して、適時適切に、在宅療養者やその家族の希望に沿った最適のサービスを提供できる在宅医療提供体制の構築のため、在宅医療連携拠点事業等の取組及びその成果を相互に発表し、その中で効果的な取組の普及を図る。また、地域及びその地域に隣接する在宅医療提供体制の構築に関係する者同士での情報交換を行うとともに、体制の構築に係る課題とその解決策の検討等を行う。
事業名	小児等在宅医療連携拠点事業【委託】
事業概要	NICU（新生児特定集中治療室）等で長期の療養を要した児をはじめ、在宅医療を必要とする小児患者、障害児（以下「小児等」という。）が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、医療・保健・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制を整備することを目的とする。
事業名	重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業【補助】
事業概要	在宅で重症心身障害児者の介護を行う家族の負担軽減を図り、重症心身障害児者が県内どこでも安心して生活できるよう、地域バランスのとれたレスパイトサービス（短期入所）の整備・充実を進める。 ① 重症心身障害児者レスパイトサービス拡大促進事業 市町村（岡山市を除く。）と連携し、重症心身障害児者による短期入所の利用日数に応じて短期入所事業所に対して補助を行う。 ② 重症心身障害児者レスパイトサービス施設開設等支援事業 重症心身障害児者の受入れに必要となる設備整備又は備品購入の経費を短期入所事業所に対して補助する。 ③ 重症心身障害児者への理解促進事業 医療機関や看護師等を対象とした研修、短期入所事業所への専門家や担当医の派遣等
事業名	在宅医療提供体制推進事業【直営】
事業概要	在宅医療の推進において、提供体制の整備及び連携上の課題の抽出とその対応策の検討等を医療・介護・保健等の職能団体等の代表者の参画により実施する。

事業名	地域包括ケア体制整備支援事業【補助】
事業概要	地域包括ケア体制の構築を促進するため、公益社団法人岡山県医師会が、医療・介護関係団体との連絡調整や研修会の開催、在宅療養患者の急変に備えた医療連携の調整等、県内全域を網羅している地区医師会への支援やその役割の補完を行う。
事業名	在宅歯科医療連携室整備事業【委託】
事業概要	在宅療養者の歯科治療（歯科往診）ニーズに対応するため、県歯科医師会に委託して歯科往診の調整機能を有する歯科往診サポートセンターを設置、運営する。また、今後地域で取り込まれる地域包括ケアシステムに積極的に参加し、地域での役割を担えるよう在宅歯科医療普及センターを県内20の地区歯科医師会に設置し、地区での推進会議、連絡会議等を開催して多職種との連携を図る。そして、両センターの周知と、在宅療養者の口腔ケア、嚥下指導を行う人材確保を目的とした訪問歯科衛生士の養成を行う。
事業名	在宅歯科往診普及センター事業【委託】
事業概要	県内に居住する身体的な障害等により歯科受診が不可能な者に対し、居住地に近い歯科医療機関が患者等の依頼により速やかに歯科往診を行うことを目的として、地区歯科医師会単位で在宅歯科往診普及センターを設置し、継続した歯科医療の提供を図るため、地域における在宅歯科医療の推進を図っている。 事業内容は、（1）地区歯科医師会単位での普及センターの設置、（2）地区歯科医師会による歯科往診を円滑にするための症例検討会や、継続的な患者の口腔内管理を維持していくための連絡会議の開催、（3）歯科往診機器を配備し、必要とする歯科医師に対する貸出業務、（4）地域医療連携、地域包括ケアシステムの推進における歯科医療の協力体制を整備するため、他職種との連携会議の開催、（5）普及センターを地域住民に周知するためのチラシ、リーフレット等の作成である。
事業名	在宅医療を担う訪問薬剤師人材育成等事業【委託】
事業概要	在宅医療を推進するには、在宅医療を担う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどがそれぞれの役割を分担し、在宅医療チームとして機能する体制を構築することが必要であり、この在宅医療チームの一員として、薬剤師が主体的に参加することが、安全・安心な薬物療法を実施するうえで重要である。 このため、在宅訪問による薬剤管理指導ができる薬剤師の育成、基幹薬局・サポート薬局連携体制の構築等を行う
事業名	訪問看護支援事業【補助】
事業概要	訪問看護の利用を促進するとともに、関係機関の円滑な連携を図るために、岡山県訪問看護ステーション連絡協議会の設置する訪問看護に関する相談窓口（訪問看護コールセンターおかやま）について、運営を支援する。
事業名	訪問看護推進事業【委託】
事業概要	訪問看護の推進を図るため、訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する実態調査の実施及びそれに基づく課題の明確化、事業の企画・実施、訪問看護ステーションと医療機関等との連携促進のための各種会議等を行う。

	また、在宅における切れ目のない医療提供体制のために、地域連携及び在宅医療の知識・技術を獲得する研修を行う。
事業名	地域包括ケアシステム構築促進事業【補助】
事業概要	ニーズ調査等による地域の現状把握、分析・評価と、その結果を踏まえた地域特性に応じた地域包括ケア体制構築の取組について、市町村を助成する。
事業名	地域医療情報ネットワーク整備事業【委託】
事業概要	医療機関等の連携を促進し、質の高い地域医療の実現を図るため、医療機関等が相互に診療情報等を共有する医療ネットワーク岡山（愛称：晴れやかネット）を運用する。

人材育成

事業名	多職種協働における在宅医療を担う人材育成事業【直営】
事業概要	本事業では、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、患者が一日も早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送ることができるようにすることを目指し、急性期病院（特に、がん診療連携拠点病院・推進病院）、地域の医療機関・社会福祉施設等の連携を図る。
事業名	在宅医療を担う医療機関の人材育成事業【委託】
事業概要	在宅医療を推進するには、在宅医療を担う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどがそれぞれの役割を分担し、在宅医療チームとして機能する体制を構築することが必要である。 このため、介護保険事業者等とも連携して在宅医療を担う医師等の育成と、医療機関間の連携促進等により、在宅医療を担う医療機関の機能強化を図る。
事業名	在宅移行円滑推進事業【委託】
事業概要	生活者である患者・家族のQOLの維持向上や、入院期間の短縮と在宅復帰率の向上のためには、入院医療を担う病院と在宅医療を担う医療機関との連携をこれまで以上に推進することが求められる。 また、在宅医療の普及には、在宅医療を担う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、さらには在宅生活を支える居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等が各々の役割を分担し、在宅医療チームとして機能する体制を構築するとともに、入院医療を担う急性期病院等と適時適切に連携し、円滑な在宅移行を進めることが重要である。 このため、患者・家族から信頼の厚い病院の医師、病棟看護師の在宅看取りを含めた在宅医療についての理解を深め、入院早期からの在宅移行を目指したアセスメントや在宅復帰に向けた説明、退院後の医療・介護サービスの確保等が適切になされることにより、円滑な在宅移行ができる体制の構築を図る。

事業名	在宅死への適切な対処能力の習得【委託】
事業概要	在宅医療の推進にともなって、在宅死の増加が予想される。在宅死へ対応するには法医学の視点が必要とされるが、現在、地域医療を担う医師等が、法医学の実際を習得する機会はほとんどない。このため、医師等の在宅死への法医学の視点から見た対処能力の向上を図る。
事業名	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業【委託】
事業概要	全てのがん診療に携わる医師を対象に緩和ケアに関する基本的な知識を習得する研修会を実施することにより、緩和ケアを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図る。
事業名	緩和ケアフォローアップ研修事業【委託】
事業概要	基本的な緩和ケア研修を修了した医師等に対する追加研修を実施することにより、緩和ケアを提供する医療従事者の資質の維持・向上を図る。
事業名	かかりつけ医認定事業【補助】
事業概要	公益社団法人岡山県医師会が、『かかりつけ医』を普及することで地域包括ケアシステムを中心的に担う医師を担保し、更なる高齢化の進展に対応できる医療環境づくりを進める。
事業名	在宅歯科医療連携室整備事業（再掲）【委託】
事業概要	在宅療養者の歯科治療（歯科往診）ニーズに対応するため、県歯科医師会に委託して歯科往診の調整機能を有する歯科往診サポートセンターを設置、運営する。また、今後地域で取り込まれる地域包括ケアシステムに積極的に参加し、地域での役割を担えるよう在宅歯科医療普及センターを県内20の地区歯科医師会に設置し、地区での推進会議、連絡会議等を開催して多職種との連携を図る。そして、両センターの周知と、在宅療養者の口腔ケア、嚥下指導を行う人材確保を目的とした訪問歯科衛生士の養成を行う。
事業名	訪問歯科衛生士養成事業【委託】
事業概要	在宅歯科保健医療の充実を図るため、本人及びその家族、ケアマネ等の介護関係者のほか、市町村、病院、施設等からの依頼に対し、訪問しての口腔ケアの指導や、関係機関・団体に対する歯科往診サポートセンターの普及活動を行うための人材を養成するため、平成25年～27年の3カ年にわたって訪問歯科衛生士養成研修を実施している。平成25、26年の2カ年で活動可能な訪問歯科衛生士を164名養成し、全県的な県民、市町村等からの要望、また病院、施設等からの口腔ケア等の指導に対する要望に対応するための体制整備を図っている。
事業名	在宅歯科医療推進事業【委託】
事業概要	高齢社会が急速に進む中で、高齢者の在宅療養者数は今後も増加する傾向にあり、在宅歯科医療サービスへのニーズも増加することが予測される。そのため、多くの地域の歯科医師が居宅療養者の在宅歯科医療ニーズに対応できるよう資質の向上を図り、医科、介護福祉等他職種と連携を取りながら、より専門性の高い歯科医療を提供できる歯科医師の育成を図っていく必要がある。歯科の分野の中でもとくに専門性が求められる高齢の居宅療養者に対する歯科往診には、歯科以外の知識も不可欠であり、継続的な管理がQOLの維持のためにも重要であることから、要介護状態につながる原因疾患、脳血管疾患、認知症等を理解しての歯科治療を行うことができる歯科医師の増

	加は、在宅歯科医療の充実には欠かせないものである。
事業名	在宅医療を担う訪問薬剤師人材育成等事業（再掲）【委託】
事業概要	在宅医療を推進するには、在宅医療を担う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどがそれぞれの役割を分担し、在宅医療チームとして機能する体制を構築することが必要であり、この在宅医療チームの一員として、薬剤師が主体的に参加することが、安全・安心な薬物療法を実施するうえで重要である。 このため、在宅訪問による薬剤管理指導ができる薬剤師の育成、基幹薬局・サポート薬局連携体制の構築等を行う
事業名	訪問看護推進事業（再掲）【委託】
事業概要	訪問看護の推進を図るため、訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する実態調査の実施及びそれに基づく課題の明確化、事業の企画・実施、訪問看護ステーションと医療機関等との連携促進のための各種会議等を行う。また、在宅における切れ目のない医療提供体制のために、地域連携及び在宅医療の知識・技術を獲得する研修を行う。
事業名	訪問看護支援事業（再掲）【補助】
事業概要	訪問看護の利用を促進するとともに、関係機関の円滑な連携を図るために、岡山県訪問看護ステーション連絡協議会の設置する訪問看護に関する相談窓口（訪問看護コールセンターおかやま）について、運営を支援する。
事業名	介護保険施設等従事者人材育成事業【委託】
事業概要	在宅療養には、医療系介護サービスを適切に取り入れたケアプランが欠かせないため、介護支援専門員のケアプラン作成技能の向上等を行う。また、介護保険施設等や在宅で看取りまでを行える体制の構築を目指し、介護保険施設等従事者の資質向上を図る。
事業名	たん吸引等（特定の者対象）事業【直営】
事業概要	「特定の者」（在宅者）を対象としたたん吸引等の医療的ケアを実施できる介護職員の養成研修を、登録研修機関による研修を補完し、実施する。
事業名	地域包括支援センター職員資質向上事業【直営】
事業概要	地域包括支援センター職員の資質向上のための研修や地域ケア会議の充実等、地域包括ケア体制構築及び介護保険制度改正に対応したセンター機能の強化を図る。
事業名	介護予防市町村支援事業【直営】
事業概要	効果的な介護予防の推進のための有識者による検討や介護予防従事者への研修を実施する。

普及啓発

事業名	在宅医療普及啓発事業【委託】
事業概要	在宅療養で提供される医療・介護サービスやそれに従事する職種の役割等について住民に紹介し、また、在宅医療や終末期医療のあり方等について、医療・介護等の関係者と一般県民が意見交換等を行い、相互に理解を深めることにより、できるだけ長く住み慣れた自宅で暮らしたいという県民の希望が実現できる体制の構築につなげていく。
事業名	在宅医療・介護の資源マップの作成【委託】
事業概要	できるだけ長く住み慣れた自宅で暮らしたいという県民の希望が実現できる体制の構築が求められているため、県民が病気になったときに自ら医療機関の選択ができる情報提供体制（在宅医療を実施する医療機関の資源マップ）の整備が必要である。
事業名	在宅医療・介護に関する県民意識調査【直営】
事業概要	県民が、在宅医療、終末期医療等について、どのような意識を持っているかを把握し、今後の医療・介護施策を推進する上での参考とすることが必要である。また、県民や医療介護関係機関等に対して、リビングウィル・事前指示書に関する情報提供を行うことが、本人や家族が望まない延命医療を減らす等の効果につながると期待されていることから、リビングウィル・事前指示書のあり方について、各関係者からの意見聴取を行い理解を深めることが必要である。
事業名	緩和ケアの普及促進事業【委託】
事業概要	緩和ケアを適切に提供できる医療従事者の人材を育成し、がんと診断された時から質の高い緩和ケアを提供できる体制を整備するとともに、県民が緩和ケアについて正しく理解するよう普及啓発を図る。
事業名	県民への啓発並びに在宅訪問薬剤師の紹介等事業【委託】
事業概要	在宅医療に関わる薬剤師の役目や服薬管理等について県民へ周知を行う。また、在宅訪問業務の届出の増加を図るため、薬剤師の人材育成等を担う指導者の養成を計画的に行い、課題の解決に取り組む。
事業名	訪問看護推進事業（再掲）
事業概要	訪問看護の推進を図るため、訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する実態調査の実施及びそれに基づく課題の明確化、事業の企画・実施、訪問看護ステーションと医療機関等との連携促進のための各種会議等を行う。また、在宅における切れ目のない医療提供体制のために、地域連携及び在宅医療の知識・技術を獲得する研修を行う。
事業名	地域包括ケア普及啓発事業【直営、一部委託】
事業概要	地域包括ケアの多様なサービスの担い手となるNPO、ボランティア等と体制構築の主体となる市町村が一堂に会し、生活支援や地域づくりの活動について事例発表、情報交換等を行う場を設けることなどにより、サービスの質向上や新規参入等を図る。